

# 岩手大学補助事業取扱規則

平成27年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）が、本学以外の外部の機関（以下「他機関」という。）からの補助金により行う事業（以下「補助事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 「補助金」とは、国（国から補助金を受け、その補助金を交付することが明確な国以外の団体等を含む）から学術研究又は教育の振興、助成等を目的として交付され、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の適用を受けるものをいう。ただし、「岩手大学科学研究費助成事業等取扱規則」の適用を受けるものを除く。
- 二 「事業担当者」とは、補助事業の実施に当たり、当該事業に直接参加する本学職員をいう。

(事業の受付等)

第3条 本学に事業を補助することを希望する他機関は、原則として、事前に申込書を岩手大学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。ただし、本学が他機関の募集する事業に応募することにより、これを受けようとする場合及び国、地方公共団体又は独立行政法人等の事業については、この限りでない。

- 2 他機関は、前項本文の申込書を提出する場合において、あらかじめ本学職員と補助内容について協議するものとする。

(事業の受入れ)

第4条 学長は 当該補助事業が、本学の業務運営上有意義であり、かつ、本学の業務に支障を生ずるおそれがなく、優れた成果を期待することができるとともに地域社会の振興に資することが期待されると認められる場合には、「岩手大学における外部資金の受入れに関する規則」の定めるところにより、受入れを決定し、これを受入れるものとする。

(事業契約の締結)

第5条 本学は、補助事業の実施に当たり、他機関と事業に関する契約を締結するものとする。ただし、第3条第1項ただし書きに規定する場合には、契約書を省略できるものとする。

(補助事業に要する経費)

第6条 他機関が負担しなければならない補助事業経費は、当該補助事業遂行に必要な直接経費及び間接経費の合算額とするものとする。

- 2 間接経費については、他機関が定める額とする。ただし、間接経費を本学で定めることができる場合には、他機関が定める上限額とする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか 補助事業の取扱いについて必要な事項は 別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。